

相続ニュース

Vol.0141

2017年6月12日(月)

担当：MS事業部 太田

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

小規模企業共済の活用

はじめに

小規模企業共済は所得税や住民税の節税のために広く利用されていますが、相続税対策としても利用できることはご存知でしょうか。今回は相続対策という面を含めて小規模企業共済の紹介をさせていただきます。

小規模企業共済とは

個人事業主又は会社の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合等に掛金に応じて共済金を受け取れる制度です。一言でいえば個人事業主や会社役員のための退職金制度です。

小規模企業共済のメリット

・加入時のメリット

掛金として支払った全額が所得控除になります。掛金は月額最大7万円までで、途中で増額する事も減額する事も可能です。

生命保険料控除が年間で最大12万円ですので、それと比べると大きな節税になります。

・受取り時のメリット

共済金は「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかの方法により受け取ることができます。受け取り方によって一時所得、退職所得、雑所得で課税されますが、退職所得控除・公的年金

控除等があり、いずれもかかる税金が少なくなるようになっています。

相続税対策

小規模企業共済の共済金を死亡時に相続人が受け取る際にも非課税枠があります。これは死亡により共済金を受け取る場合には死亡退職金扱いとなるためです。この死亡退職金は死亡保険とは別枠で500万円×法定相続人の数の非課税枠を使うことが出来ます。もし生命保険をかけながら小規模企業共済もかけていればダブルで非課税枠を使うことが出来ます。

デメリット

小規模企業共済では共済契約が亡くなった場合の共済金を受け取る人を指定する事が出来ません。まず配偶者が優先され、次に扶養家族である子、父母、孫、祖父母と続いていきます。

配偶者が優先して共済金を受け取るため、その配偶者が亡くなった場合（いわゆる二次相続）の相続税対策も必要になります。

おわりに

小規模企業共済は通常受取り時にも節税メリットがありますが、相続対策まで考えればさらに大きなメリットを享受することが出来ます。

相続税対策を考える時は、小規模企業共済もご検討下さい。